特定非営利活動法人河北潟湖沼研究所　定款

平成 11 年 5 月 16 日決議
平成 20 年 9 月 20 日第 2 条改定
平成 21 年 5 月 17 日第 17 条及び第 20 条改定
平成 22 年 5 月 14 日第 2 条改定
平成 30 年 9 月 8 日第 45 条改定
令和 7 年 5 月 24 日第 17 条改定

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は特定非営利活動法人河北潟湖沼研究所という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を石川県河北郡津幡町字北中条ナ９番９に置く。

（目的）

第３条　この法人は、河北潟及び周辺地域の環境保全と地域振興等に関する事業を通じて、地域の経済的、社会的、文化的発展に資することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1).環境の保全を図る活動
(2).社会教育の推進を図る活動
(3).まちづくりの推進を図る活動
(4).国際協力の活動
(5).保健・医療又は福祉の増進を図る活動
(6).観光の振興を図る活動
(7).農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
(8).学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
(9).災害救援活動

（事業）

第５条　この法人の事業は、第３条の目的に沿って以下の通りである。

(1).特定非営利活動に係る事業
1)河北潟の生態系及び周辺環境に関する基礎的データの収集と科学的研究
2)生態的・経済的・社会的・住民生活及び文化的環境設計による河北潟の改良と維持に関する調査・研究及び提言
3)潟の管理及びモニタリングシステム等の潟を中心とする環境科学全般に関する技法の開発
4)公開講座（シンポジウム、講演会、セミナー等）を通した地域住民及び社会への研究成果の公開と公聴
5)各種イベントを通した環境教育の推進
6)地域における研究者間の交流の促進と共同研究の推進
7)研究機関誌及び広報誌の出版
8)国内外の研究機関との共同研究事業
9)海外の環境保全活動への人材の派遣
10)実験施設の運転・管理
11)地域福祉・医療に関する研究活動
12)自然とのふれあいを通した精神保健の推進
13)河北潟及び周辺地域の環境保全及び自然再生に関わる実践活動
14)河北潟及び周辺地域における環境活動及び地域活動を実践する団体のネットワーク化及び支援
15)エコツアーを含む観光イベント事業
16)その他、この法人の目的を達するために必要な事業

(2).その他の事業
1)調査・設計・施工・研究に関する受託

2)出版物等の企画及び販売
3)成果品の販売
4)農作物の生産・販売
5)その他の物品販売
6)貸室及びその他のレンタル業
7)イベントの企画運営の受託
2　前項第２号に掲げる事業は、同項第１号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第１号に掲げる事業に充てるものとする。
第２章　会員
（種別及び入会）
第６条　この法人の会員は細則に定める年会費を納めた個人及び団体とする。
2　この法人の会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。
3　会員として入会しようとするものは、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものがこの法人の掲げる目的に違反すると判断される正当な理由がある場合を除いて、入会を認めなければならない。
4　理事長は前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって申込者にその旨を通知しなければならない。
（資格の喪失）
第７条　社員は次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事現在数の過半数の議決によりその資格を喪失する。
(1).会費を２年以上滞納した場合。
(2).この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
（退会）
第８条　会員は、退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。
第３章　資産及び会計
（資産の構成）
第９条　この法人の資産は次に掲げるものをもって構成する。
(1).設立当初の財産目録に記載された資産
(2).会費の収入
(3).事業に伴う収入
(4).財産から生じる収入
(5).寄付金品
(6).その他の収入
（資産の区分）
第１０条　この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の２種とする。
2　この法人は、基本財産として寄付を受けた場合、特定非営利活動に係る事業に関する資産として基本財産を持つことができる。
（基本財産の処分の制限）
第１１条　基本財産は、総会の議決を経てその処分を決めることができる。
（資産の管理）
第１２条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が定める。
（会計の区分）
第１３条　この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の２種とする。
（事業計画及び収支予算）
第１４条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会において付議された後に、通常総会において議決されなければならない。
2　予算作成後にやむを得ない事由が生じたときには、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。
（事業報告及び決算）
第１５条　この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2　毎会計年度の収支決算において剰余金が生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

（会計年度）
第１６条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。
第４章　役員及び理事会の設置
（役員の種別）
第１７条　この法人に、次の役員を置く。
(1).理事　５名以上
(2).監事　２名
２　理事のうち１名を理事長、３名以内を副理事長とする。
（理事会の設置及び構成）
第１８条　この法人には理事会を設置し、理事会は理事をもって構成する。
（役員の選任等）
第１９条　理事及び監事は総会で選任する。
２　理事長は理事会において選任する。
３　理事長は理事会の承認のもとに副理事長及び事務局長を任命する。
４　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
５　監事は理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。
（役員の職務）
第２０条　理事長はこの法人を代表し、業務を総理する。
２　副理事長は、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
３　事務局長は理事長、副理事長を補佐して、日常の業務を処理し、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は、理事長及び副理事長が欠けたとき、その職務を代行する。
４　理事は、この定款の定め及び理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。
５　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1).理事の業務執行の状況を監査すること。
(2).この法人の財産の状況を監査すること。
(3).前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4).前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
(5).理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
（役員の任期）
第２１条　役員の任期は２年とする。ただし、再任は妨げない。
２　補欠のため又は増員によって就任した役員の任期は前任者又は現任者の残任期間とする。
３　役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
（役員の解任）
第２２条　役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席した会員数の３分の２以上の議決により、これを解任することができる。
(1).心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められたとき。
(2).職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があったとき。
２　前項の場合においては、総会の議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。
（役員の報酬）
第２３条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２　役員には費用を弁償することができる。
３　役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。
第５章　顧問
（顧問）
第２４条　この法人は、顧問を置くことができる。
２　顧問は、理事長がこれを委嘱する。
（顧問の職務）

第２５条　顧問は理事長の諮問に応え、理事長に対し意見を述べることができる。
第６章　理事会
（議決事項）
第２６条　次の事項は理事会が議決する。
(1).総会に付議すべき事項
(2).総会の議決した事項の執行に関する事項
(3).その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(4).その他定款に定められた事項
（開催）
第２７条　理事会は年２回以上開催する。
２　理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
(1).理事長が必要と認めたとき。
(2).理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3).第２０条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
（招集）
第２８条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２項第２号又は第３号に該当する場合は、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも７日前までに通知しなければならない。ただし、理事会全員の承諾があるときあるいは緊急を要するときは、この日数を短縮することができる。
（議長）
第２９条　理事会の議長は理事長がこれに当たる。
（定足数及び議決）
第３０条　理事会は、理事総数の３分の２以上の出席がなければ開会することができない。
２　理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
（書面表決等）
第３１条　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において、前条の規定の適用については、当該理事は理事会に出席したとみなす。
（議事録）
第３２条　理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しこれを保存しなければならない。
(1).理事会の日時及び場所
(2).理事の現在数
(3).出席した理事の数及び氏名（書面表決者については、その旨を付記すること）
(4).議決事項
(5).議事の経過の概要及び結果
(6).議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長の他、その会議に出席した理事のうちから選任された議事録署名人２名以上が署名捺印しなければならない。
第７章　総会
（総会の種類及び招集）
第３３条　通常総会は、新年度開始後２カ月以内に開催するものとし、理事長が招集する。
２　理事会又は５分の１以上の会員から会議に付議する事項を示して請求があった場合に、理事長は臨時総会を招集しなければならない。
３　第２０条第５項第４号の規定により、監事から招集があったときにはすみやかに臨時総会を開催する。
４　総会の招集は、少なくとも１０日以内に、その会議に付議する事項、日時、及び場所を記載した書面で通知する。
（総会の構成）
第３４条　総会は、会員をもって構成する。

（議長）
第３５条　総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。
（総会で議決する事項）
第３６条　次の事項は総会において議決する。
(1).定款の変更
(2).事業計画及び収支予算並びにその変更
(3).事業報告及び収支決算
(4).理事及び監事の選任又は解任
(5).解散及び合併
(6).その他運営に関する重要事項
（総会の定足数及び議決）
第３７条　総会は、会員の２分の１以上の出席がなければ成立しない。ただし、出席できない会員は、他の出席議員を代理人として、表決を委任することができる。
２　総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席会員の過半数をもって議決し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。
（会員の議決権）
第３８条　会員の議決権は各１票とする。
（総会の議事録）
第３９条　総会の議事録は、議長がこれを作成し、少なくとも以下の事項を記載して、議長の他、その会議に出席した会員のうちから選任された議事録署名人２名以上が署名捺印しなければならない。
(1).開催の日時及び場所
(2).会員の総数
(3).出席会員の数及び委任状の数
(4).議事事項
(5).議決事項
(6).議事録署名人の選任に関する事項
第８章　事務局
（設置）
第４０条　この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
３　事務局長及び職員は、理事長が任免する。
４　事務局の組織運営に関する必要事項は、理事会で検討し、理事長がこれを定める。
第９章　定款の変更、解散及び合併
（定款の変更）
第４１条　この法人が定款を変更しようとするときには、総会に出席した会員の３分の２以上の多数による決議を経、かつ特定非営利活動法人法第２５条第３項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を受けなければならない。
（解散）
第４２条　この法人は次に掲げる事由により解散する。
(1).総会の議決
(2).目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3).正会員の欠乏
(4).合併
(5).破産
(6).所轄庁による設立の認証の取り消し
２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、総会に出席した会員の３分の２以上の決議を経なければならない。
３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
（合併）
第４３条　この法人が合併しようとするときは、総会に出席した会員の３分の２以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。
（残余財産の帰属）
第４４条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときには残存する財産は、

特定非営利活動促進法第１１条第３項に掲げる者のうち、石川県に譲渡するものとする。
第１０章　公告の方法
（公告の方法）
第４５条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。
第１１章　雑則
（委任）
第４６条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長が定める。
附則
１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
２　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理　事　　大舘小夜子
同　　藤木　正範
同　　沢野　伸浩
同　　高橋　　久
同　　宮江　伸一
同　　定塚　謙二
同　　松澤　照男
同　　吉新　　直
同　　大串　龍一
同　　森山　誠一
同　　宮本　眞晴
同　　浅見　　洋
同　　桂木　健次
同　　西川　　正
同　　西　　靖明
同　　河村　謙二
同　　辻　　正秀
監　事　　清水　武彦
同　　竹本　辰男
３　この法人の設立当初の役員の任期は、第２１条第１項の規定にかかわらず、成立の日から平成１３年５月３１日までとする。
４　この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、理事会の議決を経て理事長が定める。
５　この法人の設立年度の会計年度は、第１６条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成１２年３月３１日までとする。

この定款は、特定非営利活動法人河北潟湖沼研究所の定款の原本と同一であることを証明します。
令和７年６月５日　特定非営利活動法人河北潟湖沼研究所理事長　高橋久

（法第10条第１項第７号関係様式例）

令和７年度　事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人河北潟湖沼研究所

１　事業実施の方針

2025年度は、重要課題として、本来の基本の活動を健全化すること、あらたな中長期計画を策定することを掲げます。また、基軸とする活動として、①流域自然再生協議会と流域間連携の取り組み、②河北潟でのグリーンインフラの視点を取り入れた復興の実現、③湖の基礎データの集積を掲げ取り組みます。

１）基本の活動を確実に行う

２）ビジョンと中長期計画の見直し、ビジョンに基づく活動の展開

２－１）ミッションの見直し、中期計画と短期目標の作成

２－２）活動内容の見直し

３）基軸とする活動

３－１）流域自然再生協議会と流域間連携の取り組み

３－２）河北潟でのグリーンインフラの視点を取り入れた復興の実現

３－３）湖の基礎データの集積

４）研究活動を進めよう、機関誌紙の発行

４－１）ビジョンプロジェクト

４－２）市民参加型調査

４－３）「総合研究」、「かほくがた」、［流域新聞］

４－４）河北潟研究研究奨励助成

５）地域連携を進めよう

５－１）河北潟流域自然再生協議会

５－２）流域連携の推進のための部会

５－３）ラムサール条約登録に向けた連携

６）河北潟の環境保全の環を拡げよう

６－１）観察会・シンポジウム

６－２）七豊米

６－３）吉倉交流館での滞在型ツアー、里山体験

７）自主事業の推進のために

７－１）生きもの元気米・その他の生きもの元気農産物（加工品を含む）

７－２）すずめ野菜と金曜マルシェ

７－３）ネットショップ

７－４）市民科学出版，その他出版事業

８）助成金事業

9）その他の事業

ノウハウのある分野での受注を目指す。

2　事業の実施に関する事項

事業名	事　業　内　容	実施 日時	実施 場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額 (千円)
研究・広報・実践活動（基本事業）	河北潟の自然環境等の研究、広報誌の発行、通信活動等、研究助成・環境保全の実践活動	2025.4～2026.3	河北潟及び周辺	7	全国の研究者、地域住民等110万人	1,904
ドコモ市民活動助成事業	流域連携の仕組み構築	2025.4～2025.8	河北潟周辺	30	地域住民等10万人	200
エフピコ環境基金事業	ゴミ調査・啓発、被災地支援	2025.4～2026.3	河北潟及び周辺	5	地域住民等10万人	2,000
未来につなぐふるさと基金	震災被災地の自然再生のための順応的管理	2025.4～2026.3	河北潟周辺、干拓地	20	地域住民等10万人	430
LUSリファンド助成事業	生きもの元気米の普及を通じ持続可能なコミュニティの形成	2025.4～2025.8	河北潟周辺	10	地域住民等10万人	1,300
イオン財団助成	中山間地の過疎対策特に獣害対策	2025.4～2026.3	津幡町吉倉	4	地域住民等100名	380
地球環境基金事業	地域錬成の仕組み構築、流域農産物のブランド化、中山間地の拠点作り	2025.4～2026.3	河北潟流域	10	地域住民等10万人	5,000
交流促進事業	イベントなどによる活動の活性化	2025.4～2026.3	河北潟流域	6	地域住民等10万人	1,680
こなん水辺公園解説員	河北潟とこなん水辺公園の自然について来園者ら	2025.4～2026.3	金沢市	6	金沢市民その他50万人	364

派遣事業	に解説					
地域連携事業	干拓地における水辺と農地保全活動	2025.4～2026.3	河北潟干拓地	4	地域住民等10万人	2,240
出版事業	研究成果物の普及,出版企画等の事業	2025.4～2026.3	全国	6	地域住民等50人	535
地域循環社会事業	環境保全米、循環型の野菜の生産拡大	2025.4～2026.3	河北潟周辺	6	地域住民等1000人	7,051

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	支出額(千円)
受託事業	調査受託等	2025.4～2026.3	石川県内	3	1,243

（法第10条第１項第７号関係様式例）

令和8年度　事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人河北潟湖沼研究所

1　事業実施の方針

2026年度は、基軸とする活動として、①流域自然再生協議会と流域間連携の取り組み、②河北潟でのグリーンインフラの視点を取り入れた復興の実現、③流域ツーリズムに取り組みます。

１）研究活動を進めよう、機関誌紙の発行

１−１）市民参加型調査

１−２）「総合研究」、「かほくがた」、［流域新聞］

１−３）河北潟研究研究奨励助成

２）地域連携を進めよう

２−１）河北潟流域自然再生協議会

２−２）流域連携の推進のための部会

２−３）ラムサール条約登録に向けた連携

３）河北潟の環境保全の環を拡げよう

３−１）観察会・シンポジウム

３−２）七豊米

３−３）吉倉交流館での滞在型ツアー

４）自主事業の推進のために

４−１）生きもの元気米・その他の生きもの元気農産物（加工品を含む）

４−２）すずめ野菜と金曜マルシェ

４−３）ネットショップ

４−４）市民科学出版，その他出版事業

４−５）流域ツーリズムの取り組み

５）その他の事業

ノウハウのある分野での受注を目指す。

2　事業の実施に関する事項

事業名	事　業　内　容	実施 日時	実施 場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額 (千円)
研究・広報・実践活	河北潟の自然環境等の研究、広報誌の発行、通信	2026.4～2027.3	河北潟及び周辺	7	全国の研究者、地域住	1,000

動（基本事業）	活動等、研究助成・環境保全の実践活動				民等110万人	
未来につなぐふるさと基金	震災被災地の自然再生のための順応的管理	2026.4～2027.3	河北潟周辺、干拓地	20	地域住民等10万人	1,000
地球環境基金事業	地域錬成の仕組み構築、流域農産物のブランド化、中山間地の拠点作り	2026.4～2027.3	河北潟流域	10	地域住民等10万人	8,000
交流促進事業	イベントなどによる活動の活性化	2026.4～2027.3	河北潟流域	6	地域住民等10万人	1,680
こなん水辺公園解説員派遣事業	河北潟とこなん水辺公園の自然について来園者らに解説	2026.4～2027.3	金沢市	6	金沢市民その他50万人	364
地域連携事業	干拓地における水辺と農地保全活動	2026.4～2027.3	河北潟干拓地	4	地域住民等10万人	2,240
出版事業	研究成果物の普及,出版企画等の事業	2026.4～2027.3	全国	6	地域住民等50人	535
地域循環社会事業	環境保全米、循環型の野菜の生産拡大	2026.4～2027.3	河北潟周辺	6	地域住民等1000人	7,051

(2)　その他の事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	支出額(千円)
受託事業	調査受託等	2026.4～2027.3	石川県内	3	1,243

（法第10条第１項第８号関係様式例）

令和7年度　活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人河北潟湖沼研究所

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
１ 受取会費			
正会員受取会費	300,000		
賛助会員受取会費	100,000	400,000	
２ 受取寄附金			
受取寄附金	1,000,000	1,000,000	
３ 受取助成金等			
受取民間助成金	9,310,000		
自治体補助金	50,000	9,360,000	
４ 事業収益			
交流促進事業収益		1,800,000	
こなん水辺公園事業		400,000	
地域連携事業		2,472,000	
出版事業		400,000	
地域循環社会事業		6,500,000	
受託事業		1,500,000	
５ その他収益			
受取利息	30		
雑収益	500,000	500,030	
経常収益計			24,332,030
Ⅱ 経常費用			
１ 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	7,360,000		
法定福利費	2,490,000		
臨時雇用賃金	200,000		
人件費計	10,050,000		
(2) その他経費			
売上原価	3,000,000		
租税公課	102,200		
地代家賃	666,000		
諸会費	3,000		
諸謝金	540,000		
リース料	1,684,520		
印刷製本費	845,160		
荷造運賃	327,444		
外注・委託費	1,603,000		
研究事業費	100,000		
支払手数料	388,380		
通信費	62,750		
会議費	80,000		
旅費交通費	678,000		
備品費	1,620,000		
消耗品費	1,378,000		
その他経費計	13,078,454		
事業費計		23,128,454	
２ 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	1,200,000		
人件費計	1,200,000		
管理費計		1,200,000	
経常費用計			24,328,454
当期経常増減額			3,576
当期正味財産増減額			3,576
前期繰越正味財産額			5,387,435
次期繰越正味財産額			5,391,011

（法第10条第１項第８号関係様式例）

令和8年度　活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人河北潟湖沼研究所

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
１ 受取会費			
正会員受取会費	300,000		
賛助会員受取会費	100,000	400,000	
２ 受取寄附金			
受取寄附金	1,000,000	1,000,000	
３ 受取助成金等			
受取民間助成金	9,000,000		
自治体補助金	50,000	9,050,000	
４ 事業収益			
交流促進事業収益		1,800,000	
こなん水辺公園事業		400,000	
地域連携事業		2,472,000	
出版事業		400,000	
地域循環社会事業		6,500,000	
受託事業		1,500,000	
５ その他収益			
受取利息	30		
雑収益	500,000	500,030	
経常収益計			24,022,030
Ⅱ 経常費用			
１ 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	7,360,000		
法定福利費	2,490,000		
臨時雇用賃金	200,000		
人件費計	10,050,000		
(2) その他経費			
売上原価	3,000,000		
租税公課	102,200		
地代家賃	666,000		
諸会費	3,000		
諸謝金	540,000		
リース料	1,684,520		
印刷製本費	845,160		
荷造運賃	327,444		
外注・委託費	1,603,000		
研究事業費	100,000		
支払手数料	388,380		
通信費	62,750		
会議費	80,000		
旅費交通費	678,000		
備品費	1,620,000		
消耗品費	1,000,000		
その他経費計	12,700,454		
事業費計		22,750,454	
２ 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	1,200,000		
人件費計	1,200,000		
管理費計		1,200,000	
経常費用計			23,950,454
当期経常増減額			71,576
当期正味財産増減額			71,576
前期繰越正味財産額			5,391,011
次期繰越正味財産額			5,462,587